



JTSU-E
2021 秋
年末手当満額回答
に向けたたたかい

11月12日 申 19号

組合員にとって「何が大切か」「何が必要か」
労働組合として「どのような行動を取るべきか」を踏まえ、

心の豊かさや明日への活力が実感でき、 安全な輸送サービスを実現する申し入れ を提出!

申し入れ事項

参考 *me*

【労働条件に関する協約】第286条第2項
(1) 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校、高等専門学校(3年次までに限る)、専修学校(高等課程の年次までに限る)及び特別支援学校の学校教育法に規定する大学、高等専門学校(4年次以降)、専修学校(高等課程の4年次以降、専門課程及び一般課程)及び各種学校(専修年限1年以上に限る)。

【コロナ特別一時金の支給について】

1. コロナ禍において不安を抱き危険と隣り合わせで業務に従事した全ての社員に一律 10 万円を支給すること。

【住宅ローン・賃貸住宅等特別支援一時金の支給について】

2. 社員名義の住宅を所有する者で、2021 年 11 月 1 日現在で住宅ローンの返済をおこなっている社員に対し、一律 15 万円を支給すること。
3. 2020 年 5 月 1 日以降、社員が賃貸借契約を締結し、賃貸住宅に居住する社員に対し、以下のとおり支給すること。
 - (1) 居住年数 1 年以上の社員・・・10 万円
 - (2) 居住年数 1 年未満の社員・・・5 万円
4. 2022 年 4 月 1 日以降に社宅に居住する社員が社宅居住期間制限 (15 年) を迎える場合、当面の取扱いとして以下のとおり退去期限を延長すること。
 - (1) 2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日までに社宅居住期間制限に伴う退去期限を迎える社員は、退去期限を 2025 年 3 月 31 日まで延長すること。
 - (2) 2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日までに社宅居住期間制限に伴う退去期限を迎える社員は、退去期限を 2025 年 3 月 31 日まで延長すること。

【奨学・育児特別支援一時金の支給について】

5. 労働条件に関する協約 (令和 3 年 10 月 1 日締結) 第 286 条第 2 項第 1 号に規定する学校に在学する子を養育する社員に対し、子一人につき 5 万円を支給すること。
6. 労働条件に関する協約 (令和 3 年 10 月 1 日締結) 第 286 条第 2 項第 2 号に規定する学校に在学する子を養育する社員に対し、子一人につき 10 万円を支給すること。
7. 上記以外の 18 歳未満の子を養育する社員に対し、子一人につき 3 万円を支給すること。
8. 奨学金の受給によって学校を卒業し、自らが奨学金を返済している社員に対し、一律 3 万円を支給すること。
9. この要求に対する回答については、2021 年 11 月 30 日までにを行うこと。また支払い指定日は別途協議の上行うこと。

申 12 号要求 3.0 ヶ月分に対する回答 2.0 ヶ月分では不十分だ!

私たちの“生活”と“心”の豊かさを守るため、
全ての仲間と要求実現をめざそう!